平成２８年（フ）第２６７０号
大阪府吹田市岸部中１丁目28番11号（202）
債務者　山本　敏男
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９３号
大阪府八尾市刑部４丁目107番地　プチシャンテ202号
債務者　上田　由美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―408号
債務者　松山美子こと　柗山　美子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１０号
大阪市都島区御幸町２丁目６番５―201号
債務者　山田　清和
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９９号
大阪市中央区松屋町10番６号　バードランドハイム701
債務者　逢坂　睦美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５１号
大阪市旭区大宮２丁目17番13号サニーハイツ503
債務者　三代　隆光
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５４号
大阪市此花区春日出中１丁目１番21号　チェルヴォこのはな　206、前住所兵庫県尼崎市浜１丁目７番43―210号
債務者　尾鷲　康彦
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６０号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目３番３―206号
債務者　平山　昌美（旧姓渡邊・松崎）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１号
茨城県土浦市千束町３番15号、前住所茨城県つくば市九万坪50番地88
債務者　浅野　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８６５号
埼玉県上尾市大字上尾下659番地４　ピアハイム201
債務者　高橋　康之
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目182番地８
債務者　船生　浩史
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
埼玉県春日部市南中曽根631番地１　アンオウル102
債務者　松井絵里香
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
埼玉県熊谷市石原510　介護老人保健施設ぬくもり、住民票上の住所埼玉県熊谷市中西３丁目８番10号
債務者　柿沼　虎雄
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１７４号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見3955番地２
債務者　安倍美津江
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８０号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1780番地１
債務者　平井　敏雄
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８７号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目25番地４　サンプラザ上柴Ｂ―205号
債務者　岡田　信彦
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１９４号
埼玉県熊谷市本町１丁目54番地　コーポハギノ102号
債務者　橋本　修二
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部